

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療制度の賦課収納事務ファイル
行政機関等の名称	福島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民・文化スポーツ部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の賦課収納事務のために利用する。
記録項目	<p>○決定通知一覧 1 納入方法、2 併普区分、3 ST区分、4 区区分、5 被保険者番号、6 氏名漢字、7 住所、8 賦課管理番号、9 発布日、10 決定理由、11 ヶ月分、12 相当年度、13 賦課年度、14 年間保険料額（広域内）の算定、15 賦課調定額（本市が徴収すべき保険料額）、16 口座有無、17 減免、18 備考</p> <p>○変更決定通知書一覧 1 死亡転出区分、2 区区分、3 被保険者番号、4 氏名漢字、5 住所、6 発布日、7 決定理由、8 備考、9 年間保険料、10 ヶ月分、11 相当年度、12 賦課年度、13 既通知済額、14 差引保険料、15 福島市分（変更前）、16 福島市分（変更後）、17 減額区分、18 増減、19 口座振替、20 納付書、21 死亡口振、22 納付書、23 普徴期割額、24 重複、25 備考</p> <p>○還付振込データ一覧 1 被保険者番号、2 賦課、3 賦課年度、4 相当年度、5 徴収、6 連番、7 収入、8 月、9 調定保険料、10 調定延滞金、11 調定督促手数料、12 収入保険料、13 収入延滞金、14 収入督促手数料、15 還付保険料、16 還付延滞金、17 還付督促手数料、18 加算金保険料、19 加算金延滞金、20 加算金督促手数料、21 還付金計、22 領収日、23 起算日、24 支出日、25 銀行コード、26 支店コード、27 銀行名、28 支店名、29 口座、30 口座番号、31 口座名義人、32 口座チェック</p>
記録範囲	後期高齢者医療制度に加入する被保険者及び資格喪失者
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上のすべての方は、誕生日から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者（自動加入） ・ 65歳以上74歳以下で一定の障がいのある方で、申請により広域連合に認められた方は広域連合の認定を受けた日から被保険者（本人申請に基づき）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	福島県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福島市総務部総務課 (市民情報室)	
	(所在地) 〒960-8601 福島県福島市五老内町3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	1-1 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	該当
	1-2 うち政令第21条第7項に該当するファイル	無
	2 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	—
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	